

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	人事課職員支援室
委 託 業 務 名	令和6年度 行政付加健康診断業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町
概 要	感染症予防対策、B型C型肝炎予防対策等の業務に付随する健康障害防止のための健康診断業務
契 約 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	774,990 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 滋賀県栗東市小野501-1 〔名 称〕 一般財団法人 近畿健康管理センター滋賀事業部
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	行政付加健康診断は、本市の業務に付随して健康障害を引き起こす可能性があるものの他、健康管理の予防措置として定期的に健康診断を行うものである。 この健康診断の実施については、滋賀県市町村職員共済組合が共同事業として行っている各市町の職員の成人健康診断及び特定保健指導の受託者である同事業者に委託することで、健診の同時受診が可能であるとともに健診結果データを一括して管理することができ、事後フォローも迅速かつ的確に行えることから同事業者と随意契約するものである。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項 <b>(2)</b> 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。